

○議長（茅沼隆文）

それでは、再開いたします。

午後 1時30分

○議長（茅沼隆文）

5番の石田議員の一般質問に入る前に、先ほどの答弁の漏れがありますので、町民サービス部長の発言を許可いたします。

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

午前中の吉田議員のご質問につきまして補足等をさせていただきたいのですが、消防団員の報酬についてのご質問がございましたけれども、基本的にはご本人さんの収入に含まれますので、収入にかかわる税ですとか制度、これらには影響してございます。また、それらについての優遇措置云々ということでしたが、基本的には非常に難しいとは思いますが、調査・研究をさせていただければというふうに思いますので、ご了承いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

それでは、一般質問を始めます。

5番、石田史行議員、どうぞ。石田議員。

○5番（石田史行）

皆様、こんにちは。5番議員の石田史行でございます。

私は、今回、熊本のような直下型地震への備えを問うということで伺いたいと思います。

熊本地震では震度7が二度観測される前例のない事態となったほか、強い余震が広い範囲で連鎖的に発生し、住宅の倒壊など甚大な被害が発生しております。行政や多くの住民が大きな地震が来るとは思っていなかった熊本の教訓に学び、今後30年以内の発生確率が70%と切迫性が指摘されている首都直下地震など、地下の浅い場所で起きるため震源地周辺に激しい揺れをもたらす内陸の活断層の地震、いわゆる直下型地震への備えを万全にしなければいけないと考えます。ただ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小限に抑える減災の考え方を防災の基本方針として町内の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域づくり、これを推進することが急務であると考えます。

そこで、今回の熊本地震を踏まえて、今後、起こり得る同様の地震災害に適切に対処するためには、防災施設の整備、住宅の耐震化の促進、情報伝達網の整備などハード面における町の防災対策の見直しに加えて、町民、自治会、町内企業など多様な主体との連携による防災体制の充実といったソフト面の対策の見直しが必要と考えますが、現在の地震災害に対する町の防災体制の現状と課題について、町長の所見を伺いたいと思います。では、ご答弁、よろしく申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、石田議員のご質問にお答えします。

町では、平成25年の災害対策基本法の改正等に伴い、平成28年3月に町地域防災計画の見直しを行いました。その中では、指定避難所、指定緊急避難場所という新たな文言が加えられましたが、それぞれ被災された方が一時的に滞在する避難所であり、また災害の危険が切迫した際の安全な避難場所を表わすものであります。これらは従前からの広域避難所、広域避難場所を置きかえたものであることから、以下の答弁では従前からの表現で統一的に説明をさせていただきます。

地域避難所については、各自治会の自治会館、公民館、公会堂が該当し、災害が発生したときに最初に開設する避難所として位置づけをしております。広域避難所については、幼稚園、小学校、中学校、吉田島総合高校を、災害の危険性が拡大し地域避難所に収容し切れない場合に開設する避難所として位置づけをしております。次に、広域避難場所については、公園、学校の校庭など、地震災害等の際に大規模延焼火災が発生した場合に、一時的に大人数の収容が可能な場所として位置づけをしております。

それでは、お答えをいたします。

開成町の防災対策については、国の防災基本計画、神奈川県地域防災計画を踏まえ、開成町の総合的な防災対策をまとめた開成町地域防災計画を基本に各施策を計画・実施をしております。開成町地域防災計画は、防災対策の計画的推進、地震災害対策編、東海地震に関する事前対策編、風水害対策編、自然災害等の特殊災害対策編の5編成から構成をされております。

地域防災計画では、減災の考え方を重視し、町民一人ひとりの自助、家族や地域社会、自主防災組織等の共助、行政等による公助を重層的に組み合わせ機能させることによって地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりの推進をビジョンとしております。開成町地域防災計画においては、プレート境界型の東海地震、南関東地震、活断層型神縄・国府津－松田断層地震、それに相模湾を震源とする神奈川県西部地震を想定しております。

議員ご質問の防災対策の見直しについてであります。現時点において見直しは考えておりません。しかし、今後、国、県が今回の熊本地震を受け、耐震基準など一定の見直しの見解が出された場合には、改めて防災対策の見直しを検討してまいります。4月に発生した熊本地震において強い地震が繰り返し何回も発生しており、かつてない異例の事態となっております。専門家の見解でも未知数の部分が多く、今後の国等による調査、分析、検討の推移を見守ってまいりたいと思います。

続いて、町の防災体制の現状と課題について、ご説明をさせていただきます。

ハード面の防災施設の整備について、前述したとおり、開成町の広域避難所は現在、開成幼稚園、開成小学校、開成南小学校、文命中学校、神奈川県立吉田島総合高校の5カ所となっております。開成幼稚園については平成8年度に、開成小学校についても平成7年、8年の2カ年で、また文命中学校も平成8年、9年の2カ年

で、それぞれ耐震補強工事を実施済みであります。開成南小学校においては平成22年度に開校し、南部コミュニティーセンターについても平成2年に開設をしておりますので、新しい耐震基準で建設をしております。

災害時における避難施設として、施設利用に関する協定により開成町民の広域避難所として指定している神奈川県立吉田島総合高校の体育館及び格技場については、格技場は耐震診断の結果、問題がなく、体育館は本年度、耐震補強工事を実施する予定であります。地域避難所についても、昭和56年以前に建築の岡野老人憩の家、金井島公民館、宮台老人憩の家のうち、耐震診断結果において宮台は耐震の基準を満たしており、岡野、金井島についても耐震補強済みとなっております。現在の耐震基準で建築、耐震補強されている広域避難所、地域避難所が今回の熊本地震のような揺れに耐えられるかという課題はありますが、今後の国の耐震基準の見直しの動きを待ち、必要な対策を講じてまいりたいと思います。

次に、住宅の耐震化の促進について、お答えをいたします。

建築基準法に基づく現行の耐震基準は、昭和56年6月1日に導入がされました。平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災では、住宅、建築物の倒壊による大きな被害が見られ、特に、新耐震基準が導入された昭和56年以前の建築物に大きな被害が発生しております。平成18年1月に改正施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、国の基本方針において、住宅や多数のものが利用する建築物の耐震化率を平成15年の75%から27年までに少なくとも9割とする目標が定められました。

これを受け、神奈川県では平成18年度に神奈川県耐震改修促進計画が策定をされ、開成町においても、町内における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、開成町耐震改修促進計画を平成22年3月に策定いたしました。開成町耐震改修促進計画では、住宅等の耐震化の目標として平成21年度の耐震化率約75%を平成27年度までに90%とすることとしており、その時点で対象となる住宅の約850戸について、耐震改修または建てかえを促進する必要がありました。

この耐震化の促進を図るための支援策として、昭和56年5月以前に建築された一戸建て等の木造住宅を対象に、耐震診断に要する費用の3分の2まで5万円を限度に、また耐震改修工事等に要する費用の2分の1まで60万円を限度に、それぞれ補助をしており、さらに平成28年4月からは、昭和56年6月以降に増改築工事を着工し、その増改築に係る床面積が既存の延べ面積の2分の1以内のものまで補助対象を拡大しております。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降の耐震診断及び耐震改修の補助実績は、平成23年度が診断が0件、改修1件、平成24年度が診断、改修それぞれ3件、平成25年度が診断、改修それぞれ2件、平成26年度が診断、改修それぞれ0件、平成27年度が診断2件、改修1件であり、合計で診断、改修それぞれ7件の補助を行っております。また、補助を受けずに耐震改修を行った住宅や建てかえ、または取り壊された住宅の数を合わせると、平成28年1月1日現在で推

計でおおむね200戸程度の住宅が耐震化されており、耐震化率は約80%となっております。

木造住宅の耐震化は、減災意識を醸成するだけでなく、緊急輸送車両などの通行を確保するなどの都市防災という観点からも重要であります。熊本地震の教訓を生かし、今後もホームページや広報紙などを活用し補助制度の周知や耐震化の普及啓発に努め、耐震診断及び耐震改修の促進を図ってまいります。

次に、情報伝達網の整備についてであります。災害時に町民への確実な情報伝達活動が実施できるように、開成町では複数の情報伝達手段の確保を図っております。防災行政無線の22カ所のハンザマストによる情報伝達に加え、難聴対策として戸別受信機720基及び防災ラジオ1,294基の配備を実施しております。また、防災行政無線で放送された内容をテレホンサービスで提供もしております。あわせて、tvkによるテレビでのデータ放送を使った文字放送でも情報提供を行っております。

町と各自主防災会の地域避難所、学校等の広域避難所等各防災施設との情報伝達については、移動系防災無線によって実施をしております。さらに、携帯電話のメール機能を使用し、緊急速報メールによる避難勧告等の避難情報の提供、登録メールによる防災情報の提供など、様々な手段を実施しております。

なお、現在使用しているアナログ系の防災行政無線は、平成34年11月に使用できなくなるため、新庁舎建設にあわせてデジタル化を計画しております。今後、防災行政無線のデジタル化を実施することによって、同時に複数の通信が可能になりデータ通信が可能になるなど、多くのメリットが発生する見込みであります。

ソフト面の対策については、多様な主体との連携による防災対策の充実として、町防災訓練においては、災害時を想定し、町民、自主防災会、消防団、町内事業所など多様な主体との連携による訓練を実施し、災害に備えております。また、各自主防災会と地元消防団との消火訓練の実施など、年間を通じて連携を実施しております。

災害時要援護者等の支援については、現在、町では、災害時要援護者登録制度により自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会と協力をし、災害時要援護者の災害時の安否確認、避難誘導等に対応しておりますが、今年度、災害時要援護者の支援を実効性のあるものにするため、個別計画の策定を予定しております。今回の熊本地震においても、発災直後の安否確認が課題となっております。宮台自治会において、大規模な災害で家屋が倒壊した際に、その家の住人が全員、避難所に避難が完了したかを確認できる災害時安否情報確認カードを導入しております。この先進的な取り組みを各自治会にもぜひ普及をさせていきたいと考えております。

災害時の救出、救助について。阪神大震災の教訓において、倒壊家屋からの救助について、公助による救助の割合は全体の2%未満であり、それ以外は地域の住民、自主防災会など、地域によるいわゆる共助が占めております。先月28日に足柄大橋付近河川敷において、熊本地震を教訓とした消防団による倒壊家屋からの救出・

救助訓練を実施いたしました。この訓練により、今後、消防団員が講師となり、地元自治会の防災訓練、研修会などにおいて、地域住民の皆さんに倒壊家屋からの救出救助訓練を指導することで地域防災力の強化に努めます。

現行の町の防災対策は、ハード面、ソフト面、いずれにおいても一定程度確立をしておりますが、今回の熊本地震によって、救援物資はあるが配布する職員が不足したり避難所でうるさくて眠れないため避難者のすみ分けの必要性など、多くの問題・課題が出てきており、これらの教訓は今後の町の防災対策に生かしていきたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

ご答弁いただきまして、ありがとうございます。るるご答弁いただきまして、時間も残り少ないですから絞って伺っていきたくと思います。

木造住宅の耐震化ということにつきまして、国として少なくとも90%、9割を目指すということでもありますけれども、開成町の耐震化率は残念ながら80%にとどまっているということでもあります。この理由をどのように分析しているのかということと、そして耐震化率を早期に上げていかなければいけないわけですが、その手だて、それをどのように考えているか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（山口一夫）

それでは、お答えいたします。

今、石田議員ご指摘のとおり、町の耐震化率は今現在80%でございます。その原因といたしましては、今現在もホームページや広報紙などで普及啓発活動をしてございますが、その普及がまだ若干足りなかったのかということ。何点か、あと分析してございますのは、なかなか耐震化に向けての居住者が高齢化で建てかえる機運が上がらないとか、そういったこともあると想定してございます。あと、資金的な問題もあるのかなと、そういうふうに分けて分析してございます。

その手だてでございますが、今後は今の普及啓発の手法をさらに充実いたしまして、例えば自治会に協力いただいて地元の方に耐震化の意義を啓発していただくと。あと、町でも、具体的には今年の9月の防災訓練におきましては、県の主管課の方に来ていただいて防災セミナーを開催いたします。その中で、また町民の方に耐震化の意義と耐震化に向けての課題についての解決策等を提示していきたいと考えてございます。あとは、資金的な問題については、融資制度等もございまして、そういう制度についても紹介していきたいというふうを考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

ご答弁、ありがとうございました。周知が足りないなというところだと思うのですが、私から改めて申し上げるまでもなく、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災では、約5,500の方が地震の直接的被害で亡くなってございます。このうち、家屋、家具などの倒壊によって亡くなられた方が約9割というふうに言われてございます。阪神淡路大震災では、いわゆる新耐震基準導入前の建物の約3割近くが大破をしたのに対し、新耐震基準導入後の建物の大破というものは1割弱にとどまっているというわけでございます。熊本の分析はまだということでございますけれども、熊本地震の犠牲者の数が阪神よりも2桁少ないということを考えれば、新耐震というものに一定の効果があったと私は考えてございます。

大事なことは、やはり耐震診断、これを積極的に受けていただくということが、私、とても大事だなと思ってございます。そこで伺いたいのですが、例えば、耐震診断は木造住宅の場合、大体7万円から8万円程度で済みます。横浜、川崎は全額補助しているわけですが、耐震改修の入り口に当たる耐震診断の補助率を上げていくということも、一つ、大事なことではないかなと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（山口一夫）

それでは、お答えいたします。

確かに、県内では10割補助というところもございます。今、町におきましては3分の2、5万円以内ということでやってございますけれども、補助率については今は変える予定はございませんけれども、まず耐震診断の意義については、より一層周知して、より多くの方に診断していただくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

ご答弁、ありがとうございました。

耐震化率というものを上げていくことも必要ではありますが、やはり診断だけでも。例えば、独居のご老人の方を調べていただいて、当然把握されていると思いますが、そういった方に無償でやってみるというのも、一つ、大事な視点かなと思うのです。ただ待っているのではなくて、独居の老人の方に、こちらから耐震診断を個別に促していくということも必要かなと思うのですけれども、その考えはないか伺いたいということと、それから、耐震改修というのは100万から150万円程度かかるわけでございます。割とかかるわけです。もちろん町の補助制度もあるわけですが、耐震改修よりもさらに費用が安価で、住宅が倒壊した場

合でも命を守ることができる耐震シェルター、それから防災ベッド、こういった設置に対して補助対象としている自治体があるのですが、この対処をする考えはないか伺いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

まず、1点目の個別アプローチ、例えば独居高齢の方に対する個別アプローチですが、今後、いわゆる耐震化率を上げていくための一つの方法として、議員おっしゃるとおり、個別に状況等を伺っていくということが必要な措置であろうというふうには考えておりますので、前向きに考えていきたいというふうに考えております。

次のシェルター的な部屋の改修ですとか、あるいはベッド、そういったものについての耐震化を助成していくということでございますけれども、いわゆる耐震化、住宅の耐震化というのは、例えば、倒壊による道路の閉鎖を防ぐですとか、そういった公共的な部分もありますと同時に、あくまでも私有財産であるというところの財産に対する助成といった側面もございますので、その辺については、また慎重に検討させていただく必要があるのではないかと思います。また、今後、将来に向かっても、そういった検討をする必要があるかないかということについては、熊本地震等の結果の分析等を踏まえて改めて調査していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

ありがとうございました。前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思うのですが、今回といいますか、地域防災計画が今年の3月に見直しをされたわけでございます。その直後に、今回、熊本地震が4月に起こったということで、すぐ見直しするというのはなかなかできないと思うのですが、一つ、地域防災計画を見ておられますと、様々な想定被害がなされておまして、とりわけ私の目を引いたのは、いわゆる南関東地震、大正時代に起きた関東大震災の再来型と言われているものでございます。これの被害想定を見ますと、震度6強から7の震度でして、ここで私が注目したいのは火災の焼失棟数なのです。これが大体30棟から90棟ぐらいを火災によって焼失するということの想定をされているわけでございます。

地域防災計画の中でも、今回修正された大きな部分として、阪神大震災の火災のときも、いわゆる通電火災による火災、ブレーカーをおろすのを忘れて、避難してしまって火災が起きたといった場合に、そういう教訓、阪神大震災の教訓を生かして、避難の際にはブレーカーを切ることを周知徹底すると。また、住宅建築・改修の際には、感震ブレーカーの設置等を普及啓発するということが、今回、文言

として加えられたわけですが、実際、具体的に感震ブレーカーの設置というのを普及させていかなければいけないと思いますが、その手だてを、より具体的に私は提案をしたいと思うわけですが。

県内では茅ヶ崎市で、茅ヶ崎市中心部の自治会さん、約1,000世帯なのですがけれども、こちらが感震ブレーカーの普及に取り組まれてございます。報道でもされていきますので、ご存知かと思いますが、自治会の加入世帯の90%超で設置を完了させたということで、費用は自治会予算と市の補助金で賄っているということでございます。これは簡易型のタイプでして、当初は1,200円から1,600円ほどの市販品で試験的に設置をして、その後、メーカーさんと改良や価格交渉を重ねた結果、1個500円での提供が決まったということでございます。そして、結局、市からも補助金を得られまして自治会負担を1個250円にまで下げて、個人負担0にこだわりまして3月中に無償配付を実現させたということでございます。こういったことを町としても、やはり感震ブレーカーの普及について、より踏み込んだ施策を打っていくべきであると私は考えますが、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

石田議員のご質問にお答えいたします。

ただいま住宅の通電火災、こちらの関係での電気を遮断する感震ブレーカー、こちらの関係の導入について、いかがというご質問をいただきました。ご質問につきましては、感震ブレーカー、地震発生の際に電気が通ることによりまして出火するというので、それを防止することで非常に有効な手段というふうに考えます。今、議員ご指摘のように、茅ヶ崎市さんでの自治会と町がそれぞれ補助制度を行っての制度をつくってきたという、そういうお話も伺っておりますので、その先進的な事例の研究、検討をさせていただきまして、ぜひ前向きに、こちらの制度については検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

ご答弁、ありがとうございます。なかなかブレーカーを落とすというそもそものことが、建物が一瞬にして倒壊すればできませんし、自動的にブレーカーが落ちるとするのは通電火災の予防になると思いますので、ぜひ、これは前向きに検討していただきたい。

最後に町長に伺いたいのですが、東日本大震災におきまして町の職員さんを派遣したということを知っておりますが、熊本地震の被災地にも、職員さんの防災力を高めるためにも、やはり積極的に職員さんを派遣していくべきではないかなと私は思うのです。これは、やはり部長さん、課長さんで答えられるレベルではな

いと思うので、町長のスタンスですね、考え、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

東日本の震災のとき、私も職員が避難所に職員派遣の形で、これは神奈川県から、石巻市が神奈川県担当ということで、神奈川県の町村の中にはそういうふうな話が来まして、開成町からも何人か石巻市に避難所運営ほか、サポートという形で行かせていただきました。今回も、熊本は、全国町村会からも、どういうふうな人間が行けるか、何人行けるかという調査、問い合わせもありました。

行ける人もあるのですけれども、熊本で、どういう職員の必要性があるか、どういう職種を持った者が必要とされるかと、いろいろな問い合わせの中で、開成町の中でも建物の崩壊の危険判定士が何人いるかという問い合わせも神奈川県から来ましたし、また、職員の中からも自発的に行きたいという職員もいます、実は。しかし、やはり実態は、向こうのほうで、どういう職員が必要とされているかというのが一番大事なことなので、そういう中で必要とされる職員がこちらでおられて、向こうとマッチングが合えば、そういう形で熊本にも職員派遣を考えていきたいと思っています。

○議長（茅沼隆文）

時間になりました。これで石田議員の一般質問を終わりにいたします。